



特集

積極的平和主義と 安全保障

第一八九国会における平和安全法制関連法案の議論を経て、
わが国の安全保障は新しい段階を迎えた。
積極的平和主義のもと現実を見据えて進むために、
安全保障と日米安保体制の本質を確認しておこう。

2014年10月26日に行われた、自衛隊
60周年記念航空観閲式 (AP / アフロ)

平和のための 軍事力を考える

安保健制に反対する世論が盛り上がるが、
軍備をなくせば、平和になるのか。

歴史と国際関係論から平和の源泉を探り、
軍事技術の進歩や安全保障状況の変化を見据えて考える。

八月三〇日、国会周辺では安保健連法案に反対する大規模なデモが行われた。主催者側の発表ではおよそ二二万人、警視庁の調べでは三万人と、参加者数の見積もりでは大きな差が見られるが、いずれにせよ多くの人が国会周辺に集まって、現在参議院で審議中の安保健連法案を廃案にすることを求める大きな声が鳴り響いた。

このデモの中核を担っているのが、シールズ（SEALDs）と呼ばれる、新しいかたちの学生主体の運動である。

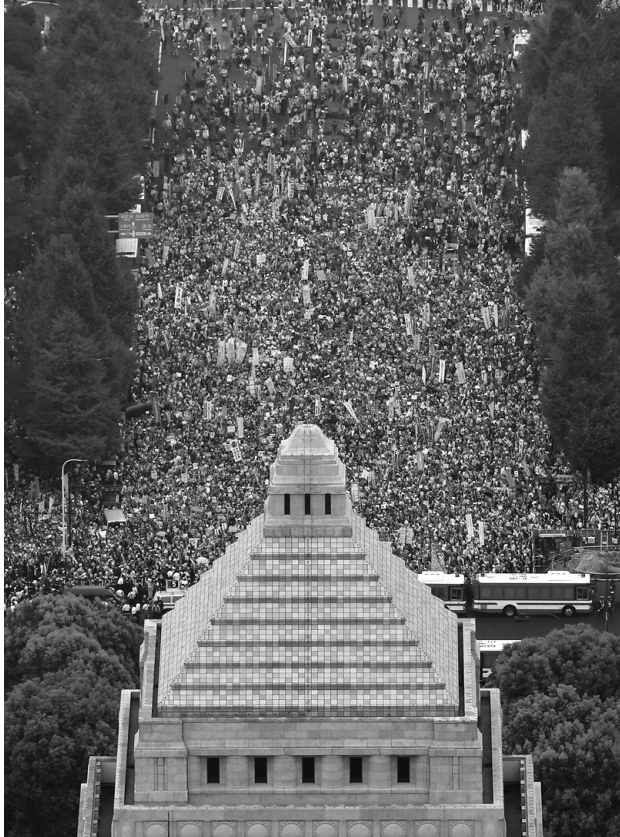
この団体のホームページを見ると、「オピニオン」として、「私たちは、対話と協調に基づく平和的な外交・安全保障政策を求めます」と書かれている。さらには、「北東アジアの協同的安全保障体制の構築へ向けてイニシアティブを発揮するべきです」とも記されている。

実に興味深いことに、ここで掲げられている平和国家としての理念は、彼らが批判を展開している対象である、安倍晋三政権が進めている安全保障政策の理念でもある。批

細谷雄一

慶應義塾大学教授

ほそや ゆういち 一九七二年生まれ、立教大学法学部卒、国際関係学修士（M.I.S.）、バードン・カム大学大学院、法学博士（慶應義塾大学大学院政治学専攻課程）。世界平和研究所上席研究員、国家安全保障局顧問。著書に「国際秩序」「歴史認識とは何か（戦後史の解放）」など。



8月31日、安保関連法案に反対するデモ。
参加者たちは国会前の道路を埋めつくした（毎日新聞社）

義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を實現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく」と論じている。

またそこでは、次のようにも記されている。「我が国は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持してきた。」そして、「各国との協力関係を深め、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を實現してきている」とも述べられている。この文書が閣議決定されている以上、今後、政府はこのような理念に従うことが想定されている。

「平和国家」というコンセンサス

判している側も、されている側も、いずれも平和国家としての理念を堅持する必要を謳い、戦争の反省から平和の価値を強調する。安倍政権の下で、二〇一三年十二月一七日に公表された「国家安全保障戦略」では、「我が国が掲げる理念」として、「平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主

このようにして、「平和国家」であること、そして「専守防衛」に徹すること、また「他国の脅威になるような軍事大国とはならず」さらには「各国との協力関係を深める」ことについては、もはや日本国民の間で幅広く認識が共有

されている。平和国家日本という理念は、イデオロギー的な左右を問わず、国民の中でコンセンサスとして確立したということができるのではないか。シリアで過酷な人道的悲劇が起こっていても、ウクライナ東部で飽くことなく戦闘が続いていても、日本が自衛隊を派遣してそこでの戦闘に加わるべきだという声はまったく聞こえない。

このような理念は、安保関連法案に反対してデモをする人々も、幅広く共有可能なものでないだろうか。「平和国家」としての理念、そして「専守防衛」に徹する安全保障政策、さらには先の大戦の反省と、かなりの程度国民の間で共有された認識なのである。

そこで問題となるのは、なぜいま安保関連法案が必要なのかということである。安保法制反対派は、それによって日本が平和国家としての理念を放棄することになるという。他方で、政府与党や賛成派はむしろ、この法案を成立させることによって、よりいっそう日本が平和を確立することになり、戦争が起こる可能性が低減するという。なぜそのような主張の違いが生じてしまうのだろうか。

「戦略の逆説」

安保関連法案の必要性を理解するためには、まずその前

提として、戦略の逆説を理解しなければならない。

アメリカを代表する著名な戦略理論家のエドワード・ルトワックは名著の『戦略論』（邦訳は毎日新聞社）の中で、次のように語る。「ここで私が展開する主張は、さまざまに逆説的命題や露骨な矛盾を抱えていても、戦略は必然的に妥当な考えを伴うということではない。戦略の全領域が逆説的論理に満ちている、というものである。それは、生活の他の全領域で適用される通常の『直線的』論理とはまったく異なるものだ。」それゆえにルトワックは、「汝、平和を欲するなら、戦いに備えよ」と論じ、「戦いに備えることで、弱さが招く攻撃を止め、平和を維持するのである」という。これが、戦略の逆説である。

戦争に備えることで、平和を確保するということは、なかなか理解が難しい。それは、相手が武力攻撃を行って、自らの主権を侵害する場合には、十分な軍事力でそれを拒否するという意思表示である。反対に、戦争に備えないことが、平和を破壊して戦争を招くこともある。それが、二〇世紀前半のベルギーであった。国際法上の中立的地位にすぎり、十分な戦争の準備をしなかったベルギーは、二度の世界大戦でいずれも強大なドイツ軍の餌食となり、悲惨な戦争と占領を経験することになった。反対に、世界最

大の軍事同盟である北大西洋条約機構（NATO）の加盟国となった後には、ベルギーは半世紀を超えて、一度も侵略されることなく平和を謳歌してきたのだ。

同様の悲劇は、ウクライナにも見られる。一〇年前にはほぼ同等の経済水準であったポーランドとウクライナを比較すると、いまではポーランドがウクライナよりも四倍ほど大きな経済規模となっている。さらには、かつてはポーランドに対して圧倒的な軍事的優位を楽しんでいたロシアも、いまではアメリカの強大な核抑止力に守られているポーランドを攻撃することは考えがたい。仮に、もしもウクライナがNATOに加盟していて、ウクライナの主権の領土を侵害した際には同盟国であるアメリカがウクライナを防衛するために集団的自衛権を行使して、ロシア軍の侵略を排除することが明確であったならば、ロシアは二〇一四年に実際行ったようなかたちで、ウクライナ領のクリミア半島を併合したであろうか。

欧州連合（EU）にもNATOにも加わっていないウクライナが、ロシア軽武装勢力の犠牲となっていま戦争を続けており、さらには正当な領土であったクリミア半島を失った。他方でポーランドは、EUとNATOに加盟することで、ロシアによる侵略の可能性を極小化することに成功し、平

和と繁栄を謳歌するに至った。集団的自衛権を有して、共同防衛をすることで、侵略や戦争が起こることを防いでいるのだ。

なぜ、日本は平和だったのか？

このようにして、個別のあるいは集団的に十分な自衛力を背後に備えることは、平和を確立するための必要な基礎ともいえるものである。軍事力は、必ずしもそれを使うことが最大の目的なのではない。むしろ、それを使わずにいうことで、最大の価値を発揮するのだ。だとすれば、戦後日本が長年にわたって平和を楽しんできたのは、十分な力を有する自衛隊と、さらには世界最大の軍事大国であるアメリカとの同盟関係と、この二つが重要な柱となっていたことがわかるだろう。言い換えれば、この二つの柱が崩れ得れば、日本の平和もまた崩れていく運命にあるだろう。

もちろん、平和国家としてあくまでも平和的な交渉を通じて平和を確保しなければならぬ。また、交渉相手との信頼関係を構築し、信頼醸成を進めることも不可欠である。しかしながら、国連事務総長であったコフィ・アナンがかつて次のように論じていたのは、示唆的である。すなわち、「外交によってなし得ることは数多くあるが、しか



オデッサを防衛するウクライナ政府系の民兵 (AP / アフロ)

しながら、もちろんではあるが、強い意志と軍事力を背後に持つ外交であればより多くのことをなすことができるであろう。」

外交と軍事力を二者背反的に考えるべきでない。外交と軍事力は両方とも必要なものであり、それを組み合わせること

で実効的に平和を確立できるのだ。日本が十分な自衛力を持ち、強靱な日米同盟を背後に備えることで、国際社会でより大きな交渉力を手に入れられるはずだ。

他方で、スービック海軍基地とクラーク空軍基地から米軍を撤退させた後のフィリピンに対して、領土問題をめぐり中国はよりいっそう強硬な姿勢を示すよ

うになった。米軍が撤退したことでフィリピンは抑止力を失い、脆弱となったフィリピンに対して中国は譲歩する必要性を感じなくなり、南シナ海のフィリピン領の島嶼を占拠するようになった。十分な自衛力と、自国内の米軍基地を持たなくなったフィリピンに対して、中国は交渉でこの問題を解決する意思を失っている。

もしも日本がフィリピンと同じ道を辿り、自衛隊を廃棄して、日米同盟を解消する場合に、中国が日本に対して友好的で親切になる保証などはない。おそらくは、より強硬な態度を示すと同時に、わざわざ交渉で日本に譲歩をする必要を感じなくなるであろう。多くの場合において、軍事力を失って生まれるのは平和ではなく、「力の真空」である。歴史を振り返れば、「力の真空」こそが、それを埋めようとする勢力の衝突によって、戦争を導いてきたのだ。

交渉により平和を実現したいのであれば、むしろ十分な自衛力を持つことが重要だ。ただし、不必要に軍事力を増強して、相手国を挑発して深刻な不安を抱かせることは、地域の安定には役立たない。相手との信頼を醸成する努力と、相手に攻撃の誘因を持たせない努力と、そのいずれもが必要なのだ。領土問題をめぐる対立を抱えている相手に信頼することは重要だが、相手を全面的に信頼して、自ら

の自衛力と同盟関係をすべて捨て去ることは必ずしも賢明な安全保障政策とはいえない。

軍事力の変質

安保法制の必要を考える上で重要なもう一つのことは、過去七〇年の間に安全保障の考え方が大きく変容してきたことである。それはどういうことであろうか。

戦争が違法化された現代の世界では、軍事力の最大の目的は戦争を防ぐことである。すなわち、かつてのような攻撃ではなく、防衛により大きな比重が置かれるようになった。相手が自国を武力攻撃した際に、攻撃によって得られる利益よりも、それに対して十分な防衛力を持つことで相手が壊滅的な被害を受ける見通しが大きければ、相手国は攻撃を躊躇するはずだ。

私は、安保関連法案がいま必要なのは、何よりも安全保障環境や軍事技術が大きく変わりつつあり、それに日本が適切に対応しなければならぬからだと考えている。そのような変化を実に鮮やかに、早い段階で示したのが、ハーバード大学教授の高名な国際政治学者、ジョセフ・ナイである。ナイは、一九九六年に『フォーリン・アフェアーズ』誌に寄せた「情報革命と新安全保障秩序」と題する共著論

文の中で、情報化社会により安全保障の考え方も大きく変わりつつあることを論じている。ここでは、情報力は、「地域紛争発生の阻止や解決努力においても、また、国際犯罪、テロリズム、大量破壊兵器の拡散、地球環境の悪化といったポスト冷戦型の脅威に対応していく際にも、重要な鍵となる」という。

さらにジョセフ・ナイは、その著書『スマート・パワー』（日本経済新聞出版社）において、現在の世界で進みつつある「パワー・シフト（権力の移行）」と「パワー・ディフュージョン（権力の拡散）」という二つの動きに注目している。中国のような新興国が急速に台頭していることで国際社会が不安定化し、さらにはアル・カイダのような非国家主体の国際テロリズム組織や、「イスラム国（IS）」のような武装集団が大きな影響力を及ぼすような状況は一九四六年に起草された日本国憲法も、一九八二年に成立した集団的自衛権に関する政府解釈でも、想定していなかった。それによって、自衛に必要な手段も大きく変質している。

ナイの語る「ポスト冷戦型の脅威」とは、国際的犯罪や、テロリズム、地球環境汚染など、簡単に国境を越えていく。脅威が国境を越えてグローバル化するとなれば、それに對抗するためにもグローバル化と国際的な提携が不可欠とな

る。平和を維持するために緊密な国際的な連携が必要な時代に、それを不可能とするような従来の憲法解釈を変更することが必要なことは、決して不思議なことではない。

グローバル化と国際協調主義

現代の世界では、「ポスト冷戦型の脅威」が広がっている。それは極めて不透明で、予想困難となっており、単独で対処することが難しいのが現実だ。そしてそのような脅威に有効に対処するためには、情報を共有し、お互いの強みを総合することで、国際社会全体として強固な協調体制を確立することが必要となっている。

ところが日本の自衛隊法は、そのような国際協力が必要であるということを前提としていない。そもそも、一九七六年に、はじめての「防衛大綱」で「基盤的防衛力構想」という方針が生み出された際には、小規模な侵略を阻止するために必要な最小規模の自衛力を構築することを目標とした。

それは、国際社会の潮流とは離れた、孤立主義的な安全保障論であった。ところが冷戦後の世界では、スレブニツツァヤルワンダ、そしてコソボでの民族浄化や虐殺を見て、国際社会が連帯して人道問題や安全保障問題に取り組んで

いく必要が論じられるようになった。その過程で、「人間の安全保障」や「保護する責任」という概念が登場した。それらを通じて、人道的な惨状に苦しむ人々に対して、軍事的手段と非軍事的手段を組み合わせさせて国際社会が支援を提供する必要が広く議論されるようになった。日本政府もまた、一九九二年に国際平和協力法を制定してから、限定的ながらも自衛隊が国際平和協力活動を行うようになった。また、経済協力を中核として、「人間の安全保障」に基づいた外交政策を展開するようになった。それらは国際社会から高い評価を得るに至り、世界各地で平和と安定へ向けた貢献をするに至っている。

そのような潮流の中、二〇〇七年一月の自衛隊法改正で、自衛隊による国際平和協力活動がそれまでの付随的業務から「本来任務」へと格上げされた。すなわち、自衛隊の存立目的として、国際社会での平和と安定を求めるための活動が、それまでの日本の領域防衛に加えて新たな「本来任務」となった。それにより、それ以降自衛隊はより積極的

に、国際貢献を拡大していく。さらには二〇〇九年に海賊対処法が制定されて、ソマリア沖とアデン湾における海賊対処のための活動を行うようになった。

グローバル化が進み、一国単位で「ポスト冷戦型の脅威」

に対処することは困難となっている。他国との国際協調によって、不透明性が増した安全保障環境を改善していく必要がある。今回の安保関連法案の特徴は、このような国際平和協力活動をよりスムーズに行えるようにすることである。それは、冷戦後の四半世紀の安全保障環境の潮流に符合するものである。

安保法制に批判的な人たちは、なぜ二〇〇七年の自衛隊法改正を批判しなかったのだろうか。この自衛隊法改正によって、国際平和協力活動が自衛隊の本来任務化されたのだから、それに基づいて自衛隊の海外での活動が増えるのは自然なことだ。そして、自衛隊が海外でより円滑に人道支援や災害復興支援などを行うために、一定の範囲内で完全確保任務や駆け付け警護を行うことも、必要なことだ。いまや、ニューヨークやロンドンやパリでも、大規模なテロ攻撃や、武器を用いた殺戮が行われる。だとすれば、海外での自衛隊の活動にいつさいのリスクがないということとは、いえないであろう。

戦争と平和の狭間で

とはいえ、世界には多くの危険が広がっている。とりわけ、現在世界が抱えている安全保障問題に対応する難しさ

は、それがかつてのような国家間の対立に基づくもののみではなく、むしろ非国家主体が大規模な戦争を行っているということだ。

さらには、従来の国際法が想定していたような戦時と平時の明確な区別が、いまでは困難となっている。たとえば大規模な自爆テロや、武器を装備した集団による殺戮が起こったらそこは「戦闘地域」であるとすれば、テロ攻撃を受けたニューヨークも、ワシントンも、ロンドンも、パリも、すべて「戦闘地域」になる。イラク戦争やアフガニスタン戦争が終わった後に、その両国では自爆テロが繰り返される不安定な状態が広がった。国家間で戦闘が行われているわけではないが、かといってそれを平和と呼ぶことも適切ではない。そのような、戦争と平和の狭間において国際社会がどのような対応ができるかが、いまでは大きな問題となっている。

また、自衛隊は戦時の際と、平時の際とで、活動可能な領域も大きく異なる。ところが、現代における大きな問題は、自爆テロが世界中で行われるとすればどこが「戦闘地域」か、かつてのように明確に定義することができなくなったことだ。だが、それが「戦闘地域」であるとすれば、自衛隊はそこでの活動が一切できなくなる。たとえば、自衛

隊が他国と共同で人道支援活動をしていた際に、もしも他国の部隊が武装勢力にテロ攻撃を受けた場合には、自衛隊はそのような他国の部隊を見捨ててすぐにその場から撤退しなければならない。一方で、国際平和協力活動を本来任務に格上げして、それを重視しながらも、他方でそれを他国との共同行動として行う際に多くの制約がある。今回の安保関連法案を通じて、そのような法の隙間や不足を埋めることで、自衛隊は海外でより円滑に期待された任務を行うことが可能になるであろう。

従来の自衛隊法や国際平和協力は、他国と緊密な協力活動を行うことは想定しておらず、可能な限り単独で行動することが前提となっている。冷戦終結後に、国際社会としてそのような人道的悲劇をなくす必要が論じられるようになっていた。

だが日本は、世界の潮流から孤立して、自国の安全のみに関心を持たなければならない。だがそれは、「いかなる国も自国のことにみに専念してはならず」と謳った、日本国憲法前文の国際協調主義の精神に背いたものである。

「平和国家」としての国際的責任

このようにして、冷戦後の四半世紀で安全保障環境は大

きく変容した。

いまや国際的なテロリストのネットワークや、宗教過激派が、国境を越えて活動をし、またインターネットを活用して連絡を取り合っている。また安全保障上の脅威も、サイバー空間や宇宙空間を活用するまでになった。地理的な限定性はもはや意味を持たない。ソ連軍が北海道に上陸することを阻止するために、北海道に大規模な自衛隊を展開してその脅威に備えるような冷戦時代の安全保障政策は、もはや意味を持たなくなった。

グローバル化する安全保障上の脅威に対しては、グローバルな国際協調により情報を共有し、相互援助をして、新たな攻撃を未然に防ぐことが重要だ。また、実際に危機が生じた際にも、国際的な連携が重要となる。ところが、従来の憲法解釈では、安全保障上の脅威は日本単独で対処せねばならず、日本が国際協調の輪に加わることに大きな制約が伴っていた。

これからの世界で日本は孤立主義的に、個別的自衛権のみに依拠して安全保障政策を展開すべきか、あるいは国際協調主義的に国際社会の一員としての責任を果たしていくか。それこそがいま、問われるべき安全保障論議の問いである。●